

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業競争力強化の観点から経営判断の迅速化を図ると同時に、取締役相互の経営監視とコンプライアンスの徹底に取組み、経営のチェック機能の充実により経営の透明性を高め、ステークホルダーの期待に応えていくことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

コーポレート・ガバナンスに関する諸施策の実施状況は次のとおりとなっております。

当社は、効率的かつ健全な企業活動を重要課題と認識し、諸施策に取組んでおり、取締役8名を選任し、業務執行の監督機能を充実させております。また、当社は、経営の監督機能として監査役制度を採用しており、監査役4名の内、2名を社外監査役として経営監督機能の充実に努めております。さらに、社内に内部統制推進部門を設置して、内部統制システムの構築と運用を行うとともに、監査部を設置して、内部監査機能の充実を図っております。監査部は、監査役と連携をとり、社内の業務執行の妥当性、効率性、健全性を幅広く検証し、社長に対して細かな経営に対する助言、提言を行うこととしております。

なお、取締役2名並びに監査役2名は、当社の親会社である川崎重工業株式会社の従業員であり、グループ経営における認識の統一を図り、業務の適正性を確保しております。

また、毎月1回の取締役会に加えて役員会及び経営会議を開催し、経営の意思決定を迅速かつ的確に行えるよう努めています。

リスク管理面では、経営に重大な影響を及ぼす重要リスクの把握とその対応を行うため、リスク管理に関する社則を制定し、リスクマネジメントの充実を図っております。具体的には、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置して、リスク管理を充実させるための各種施策を審議し、リスクへの対応状況及びリスク管理の運用状況をモニタリングしております。

企業倫理や法令遵守の徹底については、企業倫理に関する社則を制定し、社内の意識向上に取り組んでおります。具体的には、社長を委員長とし、常勤取締役を委員とする企業倫理委員会を定期的に開催しております。

CSR活動については、企業倫理委員会の下部組織として社長を委員長とするCSR委員会を設置して、企業倫理委員会で決定した基本方針または指示の実施要領を作成し、定期的に活動全般の運用状況の確認、教育・啓発活動を行っております。また、内部通報・相談窓口を設置して、外部の弁護士及び常勤監査役を窓口とする内部通報・相談制度を定めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
川崎重工業株式会社	13,970,600	83.01
川重冷熱取引先持株会	1,373,000	8.16
宗教法人萬福寺	100,000	0.59
川重冷熱従業員持株会	88,100	0.52
株式会社シガMEC	59,100	0.35
日本汽力株式会社	59,000	0.35
株式会社二葉工業所	55,000	0.33
丸茶株式会社	44,000	0.26
古市一雄	30,000	0.18
株式会社トヨーコーポレーション	28,000	0.17

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

川崎重工業株式会社（上場:東京、名古屋）（コード）7012

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は、親会社の川崎重工業株式会社であります。当社は、親会社及び親会社の企業グループにおいて、明確な事業領域の棲み分けがなされていることから、親会社等から当社の自由な事業活動を阻害される状況にはなく、またその取引についても市場価格等を参考にしながら合理的に決定しております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

##### ■親会社からの独立性の確保に関する考え方・施策等

当社親会社の川崎重工業株式会社から役員として、取締役2名・監査役2名を受け入れておりますが、これは適正な業務執行のための助言及び監査体制の強化を目的とするものであり、当社の経営判断は自ら行える状況にあることから親会社からの独立性は確保されていると認識しております。

一方、親会社の常勤監査役と当社の常勤監査役が定期的に意見交換を行うなど、グループとしての統制の確保並びに取締役会・役員会・経営会議・企業倫理委員会等の開催などにより、当社事業目的に相応しい独自の意思決定による企業運営を行い、法令遵守・経営の透明性を確保しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <a href="#">更新</a>	8名
社外取締役の選任状況 <a href="#">更新</a>	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数 <a href="#">更新</a>	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、相互に監査計画を説明し、意見交換をしております。監査役は、会計監査人の監査に適宜立会い、講評を聴き、意見交換をしております。また、監査役は会計監査人から年1回定期的に報告を受け、必要な情報交換をしております。

また、監査役は会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門から監査の計画と結果について報告を受け、必要に応じ調査を求めるなど内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 <a href="#">更新</a>	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内藤 剛	他の会社の出身者					△						△	△	
東風 龍明	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)  
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)  
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)  
 m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内藤 剛		昭和56年4月川崎重工業株式会社入社 平成26年6月同社退職、当社監査役就任	当社親会社の川崎重工業株式会社での企画、管理部門またCSR部門における幅広い経験を有しております、適切な業務執行のための助言及び監督体制の強化を目的とし、選任しています。また、社外監査役個人は既に親会社を退職しており、特別な利害関係を有していないことから、親会社からの独立性は確保されていると認識しています。
東風 龍明	○	—	弁護士としての高い見識とさまざまな経験を活かし、公正かつ独立した立場からの意見を取り入れることにより、監査機能を充実させることを目的とし、選任しています。 独立性基準への該当が無く、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いと判断し、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、会社業績に連動して決定することを方針とし、取締役会の委任を受けて社長が決定しております。

ストックオプションの付与対象者
-----------------

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)において、株主総会決議に基づく限度額の範囲内で当社が支払った報酬の総額は次のとおりです。

取締役(社外取締役を除く)の年間報酬額(8名) 71,937千円

社外役員の年間報酬額(2名) 15,962千円

(注)1. 退職慰労金は廃止しております。また、賞与及びストックオプションの支給はありません。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含んでおりません。

3. 社外取締役1名並びに社外監査役5名の内3名は無報酬であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無
----------------------

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役及び監査役の報酬については、企業成績と企業価値の持続的な向上、及び優秀な人材の確保を目的として、各役員の職責に見合った報酬体系としております。取締役の報酬は、会社業績に連動して決定することを方針とし、取締役会の委任を受けて社長が決定しております。

監査役報酬は、その職務の独立性という観点から、業績連動を伴わない固定報酬とし、監査役会にて決定しております。

なお、上記取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認いただいた報酬枠に収まるように設定し、運用しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

常勤の社外監査役に対しては、インターネットを活用した社内メールにより、監査役としての職務を行うに必要な情報を適宜提供し、また、社内各部署とのメール受発信ができるようにしております。非常勤の社外監査役に対してのサポートは企画室が行っております。インターネットのメールにより、監査役としての職務を行うに必要な情報を適宜提供し、必要に応じて説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

社長の諮問機関として、役員会、経営会議を設け、月1回開催し、意思決定の効率化を図っております。監査役は、重要な会議には監査役の意で出席できるものとし、役員会、経営会議にも出席しております。また、内部監査部門を設置し、当該部門は、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対してその報告を行っております。

会計監査人による監査については、「有限責任 あずさ監査法人」の公認会計士 田中基博氏、青木靖英氏により会社法、金融商品取引法、その他関係法令に基づく監査が実施されております。

以上のことから現状ではこの体制を採用するのが適当であると判断しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、取締役会が業務執行を監督し、社外監査役2名を含む監査役が取締役の職務執行を監査する現状の体制で適正な監視機能が発揮できると判断し、採用しております。。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
その他	株主総会の開催日が、親会社と同日にならないように設定しております。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明資料の他、フィナンシャルハイライトとして売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、一株当たりの当期純利益の推移をグラフで表示しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	川崎重工グループは、グループとして守るべき規範を、「カワサキ・ミッションステートメント」として制定しており、その中で、ステークホルダーに対し果たすべき使命を明確にしております。当社もグループの一員として、それを遵守しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRの重要性を認識し、遵守すべき企業倫理の基本理念として「企業倫理規則」を制定し、その「行動基準」を定めております。その重要な柱の一つとして「環境保全の促進」を掲げ、実践しております。当社の滋賀工場において、ISO14001を取得し、環境を重視した企業活動に努めております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、その後、実施状況及び諸情勢の変化等に応じて、必要な整備を実施する。  
また、内部統制システムの運用状況については、期末に評価を行い、適切に運用されていることを確認する。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対して、「川重冷熱工業企業倫理規則」で規定する「企業人としての倫理規範の実践」、「人格・人権の尊重と差別の禁止」、「環境保全の促進」、「法令及び会社のルールの遵守」及び「適正な会計処理及び財務報告の信頼性の確保」といった「企業倫理の基本理念」を義務付け、法令及び定款を始めとする当社の諸規則等を遵守することを徹底する。

そして、社長を委員長とする「企業倫理委員会」、「CSR委員会」を設置して全社にわたるコンプライアンス体制を構築し、法令及び定款の遵守に関する教育・啓発活動を継続的に実施する。

一方、使用人が法令及び定款違反或いは、社会通念に反する行為を知ったときは、弁護士等を通して通報できる「内部通報・相談制度」を適切に整備し、コンプライアンス体制の充実を図る。

また、社長直轄の内部監査部門を設置している。内部監査部門は、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対してその報告を行う。

さらに、反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を持たず、一切の不当な要求等に応じないことを基本方針とし、「川重冷熱工業企業倫理規則 行動準則」に明記するとともに、平素から警察等の外部専門機関と緊密な連携をとり、担当部門を決めて会社全体として組織的に対処する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行の状況を記録するため、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の保存・管理を確実に行うとともに、その他重要な職務執行に係る情報については、社則に基づき適切な方法により、定められた期間、保存・管理する。

また、取締役、その他の権限ある者が必要に応じてそれらの情報を閲覧できる状態を維持する。

秘密情報及び個人情報についても、社則に基づき適切な方法により保存・管理し、業務監査等により、その実効性を確保する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置して、リスク管理を充実させるための各種施策を審議し、リスクへの対応状況及びリスク管理の運用状況をモニタリングする。

また、経営戦略上の重要事項については、「決裁規則」により決裁ルールを明確にし、さらに必要により、販売、輸出、品質、会計等各分野における詳細なルールを制定し、リスクの管理を行う。

リスクが顕在化した際に備え、あらかじめ緊急事態における行動指針を定めるとともに、各事業所に危機管理責任者を置き、損失を極小化するための体制を適切に整備する。

重大なリスクが顕在化した際には、あらかじめ定められた報告ルートに基づき、速やかに最高危機管理者である社長に報告する。

大規模地震等の災害や感染症のパンデミック等が発生した際に備え、あらかじめ優先的に継続又は復旧する重要業務を特定のうえ、当社の事業への影響を最低限に抑えるとともに、復旧までの時間を短縮するための事業継続計画を定める。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

取締役の職務が効率的に行われるることを確保するための体制として、「取締役会」を月1回定時に開催し、「取締役会規則」に則り、業務執行の決定等を行う。「取締役会」の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、組織、職務、権限等の規則を整備する。加えて、「役員会」、「経営会議」を置き、重要な経営事項について、経営層による適切な情報伝達と審議を行う。

また、長期的ビジョンや中期経営計画及び短期経営計画に基づき各部門の目標を設定し、それにそって職務執行を効率的に行う。

#### 5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、川崎重工グループの一員として、「世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する“Global Kawasaki”」という親会社グループの「グループミッション(果たすべき使命・役割)」、「カワサキバリュー」、「グループ経営原則」及び「グループ行動指針」に示す経営理念を具現化するために、適切な組織の構築、社内規定、ルールの整備、情報の伝達、及び適正な業務執行を確保する体制を整備・維持する。

具体的には、親会社と経営情報・技術・人材交流を行うなどにより、グループの一員としてグループ経営に資するとともに、当社事業目的に相応しい独自の意思決定による企業運営を行い、法令遵守、経営の透明性を確保する。

また、親会社の常勤監査役と当社の常勤監査役が意見交換を行なうなど、グループとしての統制確立に努める。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用者を置く。

#### 7. 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項、及び使用者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務の執行を補助すべき使用者は監査役の指揮命令に服するものとし、その人事異動、人事考課及び懲戒処分は、監査役会の事前の同意を必要とする。

#### 8. 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、「監査役会」で決議された監査計画及び監査業務の分担に従い、「取締役会」のほか「役員会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席する。合わせて、監査役は必要に応じて関係資料を閲覧する。

取締役及び使用人は、これらの会議を通じてコンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、当社の経営及び事業運営上の重要事項並びにその職務遂行の状況等を監査役会に対して報告する。

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事實を発見した際には、直ちにその内容を監査役会に報告する。

社則に基づき、使用人は、社内稟議の回覧を通じて、監査役会に対して業務執行に関する報告を行う。

内部監査部門及び会計監査人は、適時に、監査役会に対して、当社の監査状況についての報告及び情報交換を行う。

#### 9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社則において、前項8.の報告を行った者に対する不公平・不利益な取扱いの禁止を規定する。

#### 10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

#### 11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開催するとともに、監査役は「取締役会」、「役員会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。

取締役は、監査役が内部監査部門との連携を通じて、より実効的且つ効率的な監査を実施することが可能な体制の構築に協力する。

当社は、監査役の選任議案や監査役報酬について、法令・定款に従って必要な監査役会の同意又は決定を得る。

#### 12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のために、当社の内部統制統括責任者である社長の指揮の下、財務に係る内部統制システムの構築と運用を行う部門として、企画室内に内部統制推進部門を設置し、さらに社長直轄の内部監査部門が、財務に係る内部統制システムの有効性の評価を実施する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を持たず、一切の不当な要求等に応じないことを基本方針とし、「企業倫理規則」に明記するとともに、平素から警察等の外部専門機関と緊密な連携をとり、担当部門を決めて会社全体として組織的に対応することとしている。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、証券取引所の定める適時開示規則等を遵守し、適時適切な会社情報を投資者に正確かつ公平に提供することを目的として、適時開示を必要とする事項、かつその取扱に準じる「内部者取引管理規則」(以下「社内規則」という)を設け、当該社内規則に則して以下の適時開示に係る社内体制を構築し、会社情報の開示を行っております。

1. 社内規則を従業員に対して周知徹底する。
2. 社内規則において定められた事象が発生した場合、当該事象について業務上所掌する部門の責任者(以下「主管部門長」)は、情報取扱責任者である企画室長へ当該事象に係わる情報を速やかに報告する。
3. 企画室長及び社内規則における主管部門長は、当該情報が証券取引所規定の適時開示規則等に定められた開示情報か否かを判断する。
4. 当該情報が開示すべき情報であると判断された場合は、企画室長は、当該事象の具体的な内容と開示を行う旨を代表者である社長へ報告し、開示についての承認を受ける。
5. 社長は、開示内容につき遅滞なく取締役及び監査役へ報告する。
6. 企画室長は、速やかに投資者への開示を行う。
7. 当社判断により開示が必要であると認めた会社情報が生じた時は、直ちに適切な手続きを踏まえ開示を行う等、積極的な情報開示に努める。
8. 内部監査部門は、当該社内体制の適切性並びに有効性を検証し、取締役へ報告を行う。

